

第33回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月28日(火) 午後2時30分から午後3時25分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室
3. 出席委員 16人
会長 17番 山田 健一
会長職務代理者 11番 山本 登
委員 1番 居内 和則
2番 鬼塚 秀明
3番 鎌田 直人
5番 遠藤 優一
6番 福田 稔
7番 松尾 貴子
8番 藤田 政揮
9番 中川 一弘
10番 立石 雄治
12番 小田切 英治
13番 佐々木 義彦
14番 鈴木 圭一
15番 矢萩 一毅
16番 首藤 勝広
4. 欠席委員 4番 川崎 伸弘
5. 議事日程
報告第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号 現況証明について
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5号 農地移動適正化あっせん基準価格について
議案第 6号 網走市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について
議案第 7号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の策定について
6. 議事録署名委員 2番 鬼塚 秀明 13番 佐々木 義彦
7. 出席事務局職員
事務局長 川合 正人
事務局次長 高畑 公朋
農地係長 石垣 友伯
事務局主査 竹岡 亮

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第33回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。 本日の会議の議事録署名委員として、2番鬼塚委員、13番佐々木委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) 以上で報告を終わります。続いて議案の審議に入ります。議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局 議長	(議案第1号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。
議長	議案第2号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号の朗読説明) なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請

内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。
以上です。

議長

議案第3号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第4号については、初めに1番から5番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号1番から5番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号1番から5番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号6番から8番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、15番、矢萩委員の退席を求めます。

(矢萩委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号6番から8番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号6番から8番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(矢萩委員 着席)

次に、議案第4号9番から20番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号9番から20番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号9番から20番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地移動適正化 あっせん基準価格について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

議長

ここで、2月に開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

本件につきましては、2月の農地常任委員会において議論したところです。令和5年度のあっせん基準価格については据え置きが妥当との結論に至ったところでございます。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「網走市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題とします。本件については、農政常任委員会に案の作成を付託した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

5番

議案第6号についてですが、本年1月の第31回総会后において、農政常任委員会に案の作成が付託されたことから、本年2月に農政常任委員会を開催し、内容の検討を行い案を作成したものです。内容の詳細については事務局より説明いたします。

事務局
議長

(議案第6号の朗読説明)

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

12番

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い地域計画という文言を何度もお聞きし、網走市においても今後策定されることとなると思われます。地域計画の範囲はどのようになるのでしょうか。例えば、網走市内で、嘉多山地区、能取地区などと複数に分けられるのか。地域計画における地区の分け方はどのようになるのでしょうか。

事務局

地域計画については、現状、1市で全体的に1地区ということで地域計画を策定することも農林水産省は否定していないと聞いております。地域計画は市が策定するもので、農業委員会はその策定を支援するという位置づけとなります。現時点においては、網走市において全体的に市内全域を1地区として地域計画を策定するのか、複数地区に分けてそれぞれの地区毎に地域計画を策定するのかは決まっていないとお聞きしています。

議長

よろしいでしょうか。

12番

はい。

議長

そのほか、質疑等ございませんか。

15番

担い手への農地利用集積目標は必ず現状より高く設定しなければならないのですか。私の地域は徐々に農家戸数・担い手が減少しており厳しい状況です。現状の集積率を維持する目標とするのではだめなのでしょうか。また、目標を達成できなかった場合は何か問題はあるのでしょうか。

事務局

結果として目標を達成できなかったとしても、ペナルティがあるとはお聞きしておりません。また、目標を現状より高くしなければならないという制約はございません。ただ、昨年4月に網走市が策定した網走市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、集積率の目標が99%とされておりますので、同構想と整合性を図るため指針改正案において同率を目標として記載しております。

議長

よろしいでしょうか。

15番

はい。

議長

そのほか、質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「令和5年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を議題とします。本件については、農政常任委員会に案の作成を付託した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

5番

議案第7号についてですが、本年1月の第31回総会後において、農政常任委員会に案の作成が付託されたことから、本年2月に農政常任委員会を開催し、内容の検討を行い案を作成したものです。内容の詳細については事務局より説明いたします。

事務局

(議案第7号の朗読説明)

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号は、原案どおり決定することに御異議あり

議長

ませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第33回総会を閉会いたします。